

もう、
知ってるよね？

改正育児・介護休業法により育児休業給付等が整備

男性も育児休業が取得できます

『育休』は性別を問わず取得できます

「子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長2歳に達するまで）、育児休業をすることができる」と定められています（育児・介護休業法）

要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません！



男性の育児休業にはこんな特徴があります

- 夫婦で取得すると、1歳2か月まで延長休業できます（パパ・ママ育休プラス）
- 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます（パパ休暇）
- 配偶者が専業主婦でも休業できます

男性も利用できる！

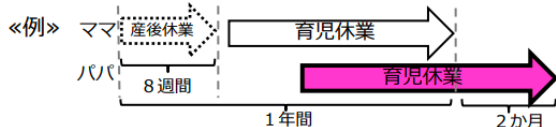
- ・短時間勤務制度
- ・子の看護休暇制度
- ・時間外労働の制限
- ・深夜業の制限 など

育休のメリット

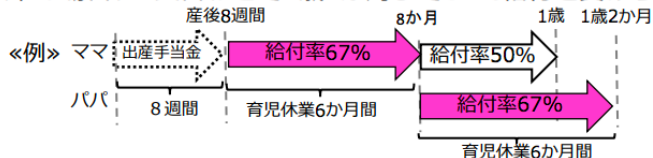
- ・子どもと過ごすパパとしてのかけがえのない時間が確保できる
- ・企業としても好印象 など

「パパ・ママ育休プラス」で育児休業期間が延長されます

○両親がともに育児休業を取得する場合、原則子が1歳までの休業可能期間が、子が1歳2か月に達するまで（2か月分はパパ（ママ）のプラス分）に延長されます。



○例えば以下の場合、2人合わせて1歳2か月まで67%給付を受けられます。



育児休業(育休)中も経済的支援が受けられます

■育児休業給付 雇用保険に加入している方が、育児休業をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%（6か月経過後は50%）の給付を受けることができます

■育児休業期間中の社会保険料の免除

会社が申出することにより、育児休業等をしている間の社会保険料が被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されます（その間も保険証は変わらず使えます）

■育休の他にも、男性にも使える 育児・介護休業法に定められた両立支援制度が複数あります

■申し出は、休みたい日の1か月前までに専用書類を書いて会社に提出して行います

ご相談は「妊娠・出産、育児に関する相談窓口」へ 担当金井

☎ 076-273-3232

メールでのお問い合わせ

